

洲本市空き家バンク 提出書類について

1 登録の場合

提出書類：下記記載の書類をご提出ください。

(チェック欄に※印がある書類について、該当する場合にご提出ください。)

提出先：洲本市都市計画課までご提出ください。

提出方法：窓口、郵送、メール (toshikei@city.sumoto.lg.jp) により提出してください。

チェック	名称	様式	注意事項
1 ☐	洲本市空き家バンク登録申込書	要綱様式 第1号	◆申込者＝所有者 ◆申込者が個人の場合、押印省略可。 ◆申込者が法人の場合、会社印または代表者印を押印。
※2 ☐	申込者の顔写真付き本人確認書類のコピー	—	※申込者が個人で押印省略する場合は提出 ◆運転免許証、マイナンバーカード等のコピー
3 ☐	登記事項証明書（建物）	—	◆空き家バンク登録を希望する建物について必要
4 ☐	登記事項証明書（土地）	—	◆空き家バンク登録を希望する土地について必要
※5 ☐	所有権以外の権利を設定している者の同意書	参考様式	※空き家に所有権以外の権利が設定されている場合は提出 ◆同意者の自署と押印が必要
※6 ☐	所有権以外の権利を設定している者の印鑑登録証明書	—	※空き家に所有権以外の権利が設定されている場合は提出
※7 ☐	共有者の同意書	参考様式	※空き家が数人の共有に属する場合は提出 ◆同意者の自署と押印が必要
※8 ☐	共有者の印鑑登録証明書	—	※空き家が数人の共有に属する場合は提出
※9 ☐	相続財産選任審判書の謄本又は家庭裁判所が作成した相続財産清算人証明書	—	※申込者が相続財産の清算人である場合は提出 ◆コピー可
※10 ☐	物件目録	要綱様式 第1号 (別紙)	※登記事項証明書の内容と現況が異なる場合は提出

2 登録事項を変更する場合

提出先：登録業者を通じて、洲本市都市計画課までご提出ください。

チェック	名称	様式	注意事項
1 ☐	洲本市空き家バンク登録変更届出書	要綱様式 第4号	◆届出者＝所有者（登録申込者） ◆所有者及び登録業者間で情報共有できているのであれば押印不要
※2 ☐	市長が必要と認める書類	—	※変更内容によっては書類を求めることもあります。

3 登録を取消する場合

提出先：登録業者を通じて、洲本市都市計画課までご提出ください。

チェック	名称	様式	注意事項
1 ☐	洲本市空き家バンク登録取消届出書	要綱様式 第6号	◆届出者＝所有者（登録申込者） ◆所有者及び登録業者間で情報共有できているのであれば押印不要